

六ヶ所／東海再処理工場の現有高レベル廃液を冷却できなくなつたとき、セシウム137による最悪汚染による居住禁止区域と移住必要区域の図（チェルノブイリ基準）

居住禁止区域 291km

移住必要区域 475km

区域の数值は半径です
2025.2 時点の評価です。

六ヶ所再処理工場

居住禁止区域 419km

東海再処理工場

***計算の条件と方法**

東海再処理工場高レベル廃液340m³貯蔵、セシウム137の濃度約3.2×10¹⁵Bq/m³
六ヶ所再処理工場高レベル廃液202m³貯蔵、セシウム137の濃度約2.6×10¹⁵Bq/m³

上記データは両事業所が2013年2月川田龍平参議院議員の質問主意書に答えたもの。現在まで約10年経過しておりセシウム137の放射能は半減期30年であり、約25%減少しておりセシウム137の放射能は東海が8.2×10¹⁷Bq、六ヶ所は3.94×10¹⁷Bq存在することになります。

チェルノブイリ原発事故時の
“居住禁止区域基準” ¹³⁷Csは1480 k Bq/m²
“移住必要区域基準” ¹³⁷Csは 555 k Bq/m²
以上の条件から貯蔵されているセシウム137の全量が均一に爆発地点を中心とする同心円内に降下したと仮定し円の面積を求め、次いで半径を求め地図上に表したものです。
実際の事故時には風向により風下が酷く汚染されることとなります。最悪の場合について、一つの目安として提示するものです。

移住必要区域 685km

